

令和7年第5回矢掛町議会第3回定例会（第1号）

1. 会議招集日時 令和7年9月2日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分
 (議事) 午前 9時30分
 (散会) 午後 0時13分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の別	議席 番号	氏 名	出欠等 の別
1	土井俊彦	出	2	昼田政義	出
3	福田京子	出	4	岸野榮治	出
5	田中輝夫	出	6	原田秀史	出
7	小塚郁夫	出	8	石井信行	出
9	花川大志	出	10	浅野毅	出
11	川上淳司	出	12	土田正雄	出



4. 説明のために出席した者の職氏名

町長	山岡敦	副町長	山縣幸洋
教育長	山部英之	総務防災課長	稲田欽也
企画課長	平井勝志	財政課長	松嶋良治
町民課長	佐藤澄江	税務課長	守屋裕文
健康推進課長	小川公一	こどもみらい課長	楠木貴子
福祉介護課長	片岡崇	産業観光課長	池田敏之
建設課長	渡邊孝一	上下水道課長	丹下裕之
教育課長	西山弘之	会計管理者	松嶋良治
建設課参事	黒瀬純一	病院事務長	坪田芳隆
介護老人保健施設事務長	小出優子	総務防災課長代理	立川人土
財政課主幹	小出健司		

5. 出席した事務局職員

議会事務局長 妹尾一正 書記 高槻美希

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第51号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第5 報告第4号 令和6年度矢掛町下水道事業会計予算の継続費精算報告について
- 日程第6 議案第52号 令和6年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について
 議案第53号 令和6年度矢掛町病院事業会計決算認定について
 議案第54号 令和6年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について
 議案第55号 令和6年度矢掛町水道事業会計決算認定について
 議案第56号 令和6年度矢掛町下水道事業会計決算認定について
- 日程第7 報告第5号 令和6年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について
- 日程第8 議案第57号 矢掛町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議案第58号 矢掛町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
 議案第59号 矢掛町立学校施設使用条例の一部を改正する条例制定について
 議案第60号 賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定について
 議案第61号 矢掛町水道事業給水条例及び矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
 議案第62号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
 議案第63号 令和7年度矢掛町一般会計補正予算（第2号）について
 議案第64号 令和7年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
 議案第65号 令和7年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 議案第66号 令和7年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について
 議案第67号 令和7年度矢掛町宇内財産区特別会計補正予算（第1号）について
 議案第68号 工事請負契約の締結について {矢掛町小田川（嵐山）かわまちづくり（推進タイプ）オートキャンプユニット棟新築工事の請負契約の締結}
 議案第69号 物品購入契約の締結について（矢掛町内小中学校学習者用タブレット端末購入契約の締結）



午前9時30分 開会

○議長（浅野 毅君） 皆さん、おはようございます。9月に入りましたが、まだまだ暑い日が続いておりますので、今後におきましても体調面に十分御留意いただきたいと思っております。

さて、本日は、何かと御多用のところお繰り合わせ御出席をいただき、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和7年第5回矢掛町議会第3回定例会を開会いたします。なお、病院管理者におかれては、診療業務のため本定例会を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので、御報告申し上げます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

**○議長（浅野 毅君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番昼田政義君と、3番福田京子君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（浅野 毅君） 日程第2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日2日から16日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日2日から16日までの15日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

**○議長（浅野 毅君）** 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので、挨拶を兼ね報告をしていただきます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** 皆さん、おはようございます。

本日は、令和7年第5回矢掛町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私とも御多用な中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。開会にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

今年の夏は記録的な暑さが非常に長い期間続いており、今後もしばらくの間は、厳しい残暑となることが見込まれています。また、北海道から九州まで日本列島の各地で観測史上最多とされるような大雨が多発しており、それに伴い、河川の氾濫や浸水など大きな被害に見舞われた地域もございます。今後も過去の経験からは想定できないような異常な気象となることが見込まれますので、最新のデータも踏まえながら、猛暑を前提とした環境整備や防災対策を進めてまいりたいと存じます。

一方で、8月に行われました全国中学校体育大会において、矢掛中学校3年生の平井良尚さんが競泳男子200メートル平泳ぎで準優勝を飾ったという非常に喜ばしいニュースが届きました。また、6月には矢掛在住の女性キックボクサーMAR I選手が世界王者に輝いたという驚きのニュースもございました。矢掛町から全国や世界のトップで活躍するスポーツ選手が出ることはなかなかございませんので、

これらのニュースは非常に喜ばしく、また、今後のより一層の活躍にも期待していきたいと思います。

さて、町政につきましては、今年度も5か月が経過し、事業の当初計画に従い、さまざまな事業を順調に進めているところでございます。国の政治状況や世界情勢など変動要因を含んではおりますが、町民生活や地域経済に直結する主要な施策を一貫した考えの基、しっかりと取り組み続けていくことが重要だと考えております。

そうした中、物価高騰対策として当初予算に計上しております生活応援商品券事業につきましては、8月1日を基準として、全ての町民の皆様へ配付させていただく商品券を先月29日に発送したところでございます。9月中には全世帯への配布が完了する見込みとなっております、使用期限は12月末までとなっておりますので、お手許に届きましたら町内でのお買物の際にぜひ御利用ください。

これからも、町民の皆様のニーズを町政に反映してまいりますとともに、自分たちの住むまちが誇りに思えるまちを作るため、これからも全力で取り組んでまいります。どうか、議員の皆様におかれましても、それぞれのお立場で御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会で御審議いただきます案件は、人事案件について1件、令和6年度一般会計特別会計及び企業会計の決算認定について5件、条例の一部改正について5件、過疎計画の一部変更について1件、一般会計ほか補正予算について5件、工事請負契約の締結について1件、公有財産の取得について1件、また、本日報告させていただきます案件は、令和6年度矢掛町下水道事業会計予算の継続費精算報告について1件、各会計の決算に基づきます健全化判断比率等の報告について1件の計21件でございます。どうか、適切な御決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本定例会におきましては、一般質問をお受けいたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

引き続きまして、報告事項を申し上げます。報告事項は全部で10件でございます。

報告第1号、自治協議会主催令和7年度地域座談会の開催について、御報告申し上げます。

昨年度も開催されました各地区の地域課題について地域の代表者の方々と語り合う地域座談会が、今年度も自治協議会主催で開催されることとなりました。各地区の日程につきましては、お手許にお配りしております日程表で御確認いただきたいと存じますが、日程順に申し上げますと、美川地区が10月23日木曜日、矢掛地区が10月27日月曜日、川面地区が10月29日水曜日、山田地区が10月31日金曜日、三谷地区が11月4日火曜日、小田地区が11月11日火曜日、中川地区が11月12日水曜日でございます。時間は、各地区とも午後7時から8時30分までの予定でございます。

議員の皆様におかれましても、自治協議会長から御案内があると思いますので、御出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、報告第2号、新ゴミ焼却場の試運転開始とゴミ分別方法の変更について、御報告申し上げます。お手許に配付しておりますリーフレットを御覧ください。

現在のゴミ焼却場、井原クリーンセンターと里庄清掃工場の老朽化に伴い、井笠地域の三市二町で整備を進めてまいりました井笠広域里庄清掃工場が、本年12月15日月曜日から試運転を開始いたします。

正式な供用開始は、令和8年4月1日の予定でございますが、新焼却場では広域でゴミ処理を行うことによる各市町のゴミ処理費用の負担軽減や新設備導入による焼却能力の向上が図られます。

なお、井原クリーンセンターへの搬入は、試運転開始前の平日であります12月12日金曜日が最終日となります。

また、新焼却場でのゴミ処理開始に伴い、ゴミの出し方にも一部変更がございます。変更点といたしまして、これまで不燃ゴミとして回収しておりました製品プラスチックについて、リサイクル資源とするための分別回収をスタートいたします。

回収方法は、現在、毎週水曜日にその他プラスチックゴミを透明の袋に入れて出していただいておりますが、その中に混ぜてゴミステーションに出していただくようになります。

その他の変更点としましては、焼却能力の向上により、タンス等の木製家具や電気カーペット、衣装ケース等のプラスチック製品ももえるゴミとして直接搬入できるようになります。

町民の皆様への周知方法といたしましては、今後、ゴミ出しの変更点等をまとめたリーフレットの広報紙への封入、ゴミ出しガイドブックの各戸配布、町内ゴミステーションのゴミ分別看板の更新を予定しておりますほか、新たにゴミ分別アプリの導入も進めております。

議員の皆様のご理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告第3号、外国語指導助手の新規招致について、御報告申し上げます。

外国青年招致事業として小学校で指導を行っていたブレンダ・フォークさんとノア・ライブリーさんが7月31日で任用期間が満了となりました。また、中学校で指導を行っていたマリソル・カルデラゴンザレスさんも8月6日で任用期間が満了となりました。

後任として、お手許に資料を配付しておりますが、エレナ・ウィルソンさん、ウェストン・デイビスさん、クリスティーナ・ケールさんの3名を新たに招致いたしました。

エレナさんは、アメリカ合衆国イリノイ州出身ミズーリ大学コロンビア校でジャーナリズムを専攻、ウェストンさんは、アメリカ合衆国フロリダ州出身コロラド大学で英文学を専攻、クリスティーナさんは、英国ケンブリッジシャー州出身ヨーク大学で英文学を専攻されておりました。

エレナさんは、矢掛町へ7月28日に着任し、中学校での指導を、ウェストンさんとクリスティーナさんは8月4日に着任し、小学校での指導を行っております。

今回の招致により、本町の英語教育が更に発展するものと期待しておりますので、御報告申し上げます。

続きまして、報告第4号、令和7年秋の交通安全県民運動の実施について、御報告申し上げます。

お手許に配付しておりますリーフレットを御覧ください。毎年行われております秋の交通安全県民運動が今年21日の日曜日からは30日の火曜日までの10日間、“交通ルール 守って笑顔 晴れの国”をスローガンに県下一斉で行われます。

矢掛町では、秋の交通安全県民運動期間前の19日金曜日に交通安全推進大会を実施するとともに、運動期間中は、警察署や関係団体の皆様と協力しながら交通事故ゼロを目指し、更なる交通安全の周知を図ってまいります。

町民の皆様におかれましては、改めて交通ルールは絶対に守る、自分の安全は自分で守る、そして事故は起こさないという強い気持ちを持って交通事故防止に努めていただきたいと思います。どうか、議員の皆様におかれましても、引き続き、交通事故ゼロを目指し、御協力いただきますようお願い申し上げます。

続きまして報告第5号、やかげキッズフェスティバルの開催について、御報告申し上げます。お手許に配付しておりますリーフレットを御覧ください。

やかげキッズフェスティバルは、子育て応援イベントとして毎年開催しておりますが、今年は9月27

日土曜日と28日日曜日、いずれも午前10時から午後3時の間、矢掛町総合運動公園におきまして、やかげDMOとの共催で開催いたします。当日は、各種団体の出店やキッズダンス、マジックショー、縁日コーナー、ふわふわドーム、ハッピーロードトレインなどを予定しております。

町内・町外を問わず御参加いただけますので、できるだけ大勢の方に御参加いただき、親子の交流をはじめ来場される多くの方と交流を図っていただき、子どもたちの豊かな社会性や人間性を育むきっかけとしていただきたいと思います。

続きまして報告第6号、やかげ一譚リニューアルオープン式について、御報告申し上げます。

4月より改修工事のため休館をしておりました“やかげ一譚”のリニューアルオープン式を10月1日の水曜日午前9時から開催いたします。また、オープン式終了後には、指定管理者であります穴吹エンタープライズ株式会社によるお披露目会が開催されます。

議員の皆様には、後日御案内を差し上げますので、お繰り合わせの上、御出席いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、報告第7号、やかげ郷土美術館特別展“隙あらば猫 町田尚子絵本原画展”の開催について、御報告申し上げます。

特別展“隙あらば猫 町田尚子絵本原画展”を来る10月4日土曜日から11月24日月曜日までの間、開催いたします。今回の特別展は、絵本作家であり画家の町田尚子さんのデビュー作や“ねこはるすばん”などの代表作、そして最新作までの絵本原画や絵画のほか、貴重な制作資料など合わせて約160点を紹介するとともに、やかげ郷土美術館を題材とした描きおろし作品も展示いたします。

猫目線の構図で不思議さとユーモアが創り出す町田さんの絵本の世界。綿密に描かれた作品からは、絵を描く楽しさと豊かな感情が伝わってきます。

入館料は、一般1,000円、中高生600円、小学生400円となっております。議員の皆様におかれましては、特別展の御案内を差し上げますので、御多忙中とは存じますがこの機会に温かみのある作品をお楽しみいただきますよう、お願い申し上げます。

続きまして報告第8号、矢掛町協働のまちづくり・社会福祉協議会・生涯学習のつどい表彰式の開催について御報告申し上げます。

来る11月1日土曜日9時30分からやかげ文化センターホールで、矢掛町協働のまちづくり・社会福祉協議会・生涯学習のつどい表彰式を合同開催いたします。

協働のまちづくり表彰は、町民の皆様をはじめ、さまざまな主体が取り組む魅力あふれる地域づくりに顕著な功績のあった個人・団体を表彰しております。その中で、末永三喜太賞として表彰をしておりますが、これは、本町出身の故末永三喜太氏から御寄附いただき創設されました末永基金を活用して表彰するものでございます。社会福祉協議会表彰は、いきいきサロンやボランティア活動など地域福祉への顕著な功績があった個人・団体やフードバンク、共同募金活動への協力者・団体を表彰するものでございます。生涯学習のつどい表彰は、社会教育活動に貢献した個人・団体の表彰、小・中学生による明るい家庭づくり作文及び町並み写生大会の表彰でございます。

また、文化センターロビーでは、10月28日から11月9日までの間、各地区公民館の作品や児童・園児による町並み写生大会の絵画展示を行います。これらの表彰により、今後一層の地域振興、福祉、文化、スポーツの振興につながっていくことを期待しております。

続きまして報告第9号、“HARMONY 元タカラジェンヌたちの軌跡2025”の開催について、御報

告申し上げます。

来る 11 月 2 日日曜日午後 3 時からやかげ文化センターホールにおいて、“HARMONY 元タカラジェンヌたちの軌跡 2025”を開催いたします。宝塚の名作ベルサイユのばらの名曲や、おなじみのディズニーメドレーを元タカラジェンヌたちの華麗なダンスと歌声でお送りするとともに和楽器や洋楽器とのコラボレーション、さらにはスペシャルゲストとして往年のトップスター安奈 淳さんをお迎えし、会場が一体となるような夢のステージをお届けいたします。

チケット料金は全席指定で、一般 4,000 円、高校生以下は 1,000 円となっており、8 月 20 日から発売中です。

町民の皆様、議員の皆様におかれましては、御家族御友人をお誘い合わせの上お越しくさせていただきますよう、御案内申し上げます。

続きまして、最後の報告事項となります。報告第 10 号、第 11 回健康フェスタ in やかげの開催について、御報告申し上げます。

令和 7 年 11 月 15 日土曜日午後 1 時から午後 4 時までの間、矢掛町保健センターにおきまして、第 11 回健康フェスタ in やかげを開催いたします。

健康フェスタは、町民に健康づくりの情報を提供し、また、楽しみながら御自身の健康状態を確認していただくことで、健康について高い意識を持っていただくことを目的としております。

当日は、栄養委員や愛育委員などの健康増進に関するコーナーをはじめ、医療相談や健康体験コーナーなどを設ける予定としており、来場者には記念品を用意させていただく予定としております。

町民の皆様にはできるだけ大勢の方に御参加いただき、健康に対する意識を高く持っていただく機会になればと考えております。

報告事項は、以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 町長からの報告が終わりました。

次に、議長としての報告を行います。

議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては、お手許の一覧表を御覧いただきたいと思います。次に、監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、御一読の上、各自御検討をお願いいたします。また、議員派遣報告一覧表も配付しておりますので、併せて御覧ください。さらに、請願及び持参による陳情の提出がありましたので、請願文書表及び陳情文書表のとおり配付いたしておりますから、御覧ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第 4 議案第 51 号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

○議長（浅野 毅君） 日程第 4、議案第 51 号、教育委員会委員の任命に同意を求めることについてを議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡 敦君） それでは、議案第 51 号、教育委員会委員の任命に同意を求めることについて、提案理由を御説明申し上げます。

矢掛町教育委員会委員の青江淳子氏が令和 7 年 9 月 30 日をもって任期が満了いたします。引き続き、青江淳子氏を任命したいと存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定によりまして、この議会の同意を求めるものでございます。

経歴につきましては、お手許に配付いたしております資料番号1を御覧いただきたいと存じます。青江淳子氏は、令和3年10月から本町の教育委員として在職いただき、学校教育及び社会教育全般にわたる課題解消と教育行政の発展に御尽力いただいているところであり、引き続きお願いするものでございます。任期につきましては、本年10月1日から、4年でございます。

なお、教育委員は現在、渡邊 求氏、三宅祐志氏、近藤裕紀氏とこのたび改選されます青江氏の計4名でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第51号は、原案のとおり同意することに決して、御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号、教育委員会委員の任命に同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~

日程第5 報告第4号 令和6年度矢掛町下水道事業会計予算の継続費精算報告について

**○議長（浅野 毅君）** 日程第5、報告第4号、令和6年度矢掛町下水道事業会計予算の継続費精算報告についてを議題といたします。それでは、執行部に報告を求めます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** それでは、報告第4号、令和6年度矢掛町下水道事業会計予算の継続費精算報告について御説明申し上げます。

本件は、浄化センター長寿命化事業につきまして、継続費に係る継続年度が終了いたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 次に、詳細な内容の説明を求めます。上下水道課長。

**○上下水道課長（丹下裕之君）** それでは、報告第4号、令和6年度矢掛町下水道事業会計予算の継続費精算報告について御説明いたします。

一枚おめくりいただき、令和6年度矢掛町下水道事業会計継続費精算報告書でございます。事業名は、浄化センター長寿命化事業でございます。報告書の全体計画、実績、比較の順に御説明いたします。

まず、全体計画でございますが、年割額で令和5年度が1億440万円、令和6年度が1億60万円、年割額合計が2億500万円と定めております。

事業の内容といたしましては、矢掛町下水道ストックマネジメント計画に基づく矢掛浄化センターの運転操作設備と紫外線接触設備の長寿命化工事でございます。事業を実施した結果、表の中ほど実績の欄になりますが、支払義務発生額、いわゆる支出済額になりますが、令和5年度と6年度の合計額が2億383万円となっております。

財源内訳としては、企業債が9,690万円、補助金が8,806万8,500円、その他資本的収入として笠岡市からの建設工事負担金が1,877万2,835円、過年度損益勘定留保資金が8万8,665円でございます。

次に、比較でございますが、年割額と支出済額の差が117万円となっております。なお、財源内訳の比較につきましては、右の欄のとおりでございます。

以上で、報告第4号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 報告が終わりました。

~~~~~

- 日程第6 議案第52号 令和6年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について
- 議案第53号 令和6年度矢掛町病院事業会計決算認定について
- 議案第54号 令和6年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について
- 議案第55号 令和6年度矢掛町水道事業会計決算認定について
- 議案第56号 令和6年度矢掛町下水道事業会計決算認定について

○議長（浅野 毅君） 日程第6、議案第52号から議案第56号までを一括議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡 敦君） それでは、議案第52号から議案第56号までの令和6年度各会計の決算認定について、御説明申し上げます。

一般会計及び特別会計決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定、また、企業会計につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして、この議会に認定をお願いするものでございます。なお、決算書と併せまして、法令に基づきます主要な施策の成果に関する説明書と監査委員の意見書を提出いたしておりますので、御認定いただきますようよろしくお願いいたします。

詳細につきましては、後ほどそれぞれ説明させていただきますが、私のほうから、多少内容に触れさせていただきます。

まず、議案第52号、令和6年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定についてでございますが、令和6年度の地方財政につきましては、物価や人件費の上昇と社会保障費の増傾向が続いていく中で、大幅に地方財源が不足し、構造的にも極めて厳しい状況となっております。

こうした中、本町では、めまぐるしく変化する国策にも十分配慮し、収入面の確保について職員共々創意工夫をしながら積極的に財源探しをする中で体力のある財政運営に取り組んでいるところでございます。

令和6年度は、資源価格の高騰などによる物価高騰の影響を受けた町民生活支援に取り組むとともに、矢掛町の新たな魅力として町民及び観光客が親しめる体験型施設として整備を行っているかわまちづくり事業や喫緊の課題であります少子化・人口減少対策として、認定こども園の園舎増築やアパート建設に対する民間賃貸住宅等建設補助金などの取組により、定住人口の増加に努めました。

そのほかにハード面では、保健センターの大規模改修や海洋センタートレーニングルームの新築、狭あい道路の拡幅整備、町内各所の防災・浸水対策事業など各種施策に取り組んでまいりました。

また、ソフト面では、合併70周年を記念して多くの事業を実施し、そして、新たな公共交通対策として町内でのタクシー移動を定額で利用できる定額タクシー事業の実証実験やDXを活用して町民の皆様の健康推進を図る健康ポイント事業を実施したほか、引き続き、自治協議会活動補助、定住促進助成、保育料の無償化や子ども医療費の助成、結婚祝金・誕生祝金の支給などを行ったところであります。

そのほか、介護予防、高齢者等見守りなどの高齢者福祉施策をはじめ、保健・福祉・医療の連携などによる保健福祉・健康づくりの推進など住民生活に密着した各種施策に取り組みました。

その結果といたしまして、一般会計の決算規模は、歳入総額 114 億 6,495 万 2,000 円、歳出総額 108 億 8,449 万 4,000 円、差引き 5 億 8,045 万 8,000 円となり、昨年度に比べ歳入総額が 10.6 パーセント、歳出総額が 8.9 パーセントの増となっております。そして、繰越明許費の財源 2 億 1,215 万 2,000 円を次年度に繰り越し、実質収支 3 億 6,830 万 6,000 円の黒字決算となりました。そのうち、法令等に従いまして、財政調整基金へ 1 億 8,500 万円を積み立てております。計数的な説明につきましては会計管理者、財政状況につきましては財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 53 号、令和 6 年度矢掛町病院事業会計決算認定についてでございますが、令和 6 年度の病院事業におきましては、2 年に一度の診療報酬制度の改定が行われた年でありましたが、入院患者数が前年度より増加したことで、医業収益が大幅に回復いたしました。

一方で、人事院勧告に準じたベースアップなどによる給与費の増大や引き続き物価高騰の影響により、費用の増大も顕著でありました。

その結果、令和 6 年度の収益的収支は、残念ながら赤字計上となっております。

また、資本的収支では、企業債のほか一般会計からの出資金や国民健康保険特別会計からの補助金などを財源に、地域に適した医療を継続するため計画的な医療機器や施設設備の更新などを行いました。

医療機関におきましては、全国的に経営環境の厳しさが増している状況であります。地域医療の拠点としての健全経営を念頭に運営を行っておりますので、引き続き格別の御支援をお願いいたします。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 54 号、令和 6 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定についてでございますが、令和 6 年度の介護老人保健施設事業におきましては、入所利用者の増加と 3 年に一度の介護報酬改定での増額改定の影響もあり、運営事業収益は前年度より増加いたしました。

しかしながら、支出面では、ベースアップ等による給与費の増大や物価高騰による燃料費などの経費の増大により、収支では赤字計上となっております。

また、資本的収支では平成 6 年度に借入れを行ったたかつま荘の施設建設時の企業債の償還が、令和 6 年度をもって完了いたしました。

詳細につきましては、介護老人保健施設事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 55 号、令和 6 年度矢掛町水道事業会計決算認定についてでございますが、令和 6 年度の水道事業の主な取組といたしましては、安全で安心な水の安定供給のため老朽施設の更新や適正な維持管理に努めました。

こうした中、収益的収支では、施設の動力費の増加や固定資産の減価償却費の増加など経費の増加により、当年度純損失を計上することとなりました。

また、資本的収支では、将来に備えた老朽施設更新事業や湧水対策のための新水源開発などの設備投資を継続して実施いたしました。

詳細な内容につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 56 号、令和 6 年度矢掛町下水道事業会計決算認定についてでございますが、令和 6 年度の下水道事業の主な取組といたしましては、経営の効率化を目的とした農業集落排水処理施設統合事業などの実施や維持管理の適正化に努めました。

こうした中、収益的収支では、中地区の公共下水道への統合による維持管理費の減少などにより、当年度純利益を計上いたしております。また、資本的収支では、農業集落排水処理施設の統合事業、施設長寿命化事業への設備投資を実施しました。

詳細な内容につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。次に、詳細な内容の説明を求めます。会計管理者及び財政課長。

○会計管理者（松嶋良治君） それでは、議案第52号、令和6年度矢掛町一般会計・特別会計歳入歳出決算書を会計管理者から説明いたします。決算書の1ページ・2ページをお開きください。青いファイルの決算書の1ページ・2ページA3の見開きのページでございます。令和6年度の矢掛町各会計の決算の一覧表でございます。

この一覧表につきましては、2ページの一番右の列、実質収支額が全ての会計でマイナスがなく、黒字であるということをお承知いただきたいと思っております。

それでは個別の会計を説明いたしますので、一般会計3ページをお開きください。一般会計は、一般的な行政運営にかかる収入支出を扱う会計でございます。まず歳入で、款1町税、右のページの2列目、収入済額15億9,583万1,408円、調定に対する収納率は97.9パーセントでございます。収入済額は、前年度比で2.5パーセントの減でございます。次に、その横の欄で、不納欠損額としまして193万8,566円で対象者数は65人、令和元年度以前のものについて、生活困窮者、本人の死亡あるいは行方不明、会社の倒産という理由などで不納欠損の処理をしております。その右の欄、収入未済額は3,183万7,234円、対象者数は452人でございます。

次に、下から2番目になります款10の地方交付税は、収入済額40億5,331万円で、歳入の中で一番大きなものとなっております。前年度比で2.8パーセントの増でございます。

次の5ページをお開きください。上から2つ目、款13使用料及び手数料の収入未済額12万3,442円ありますが、内容は町営住宅使用料3人でございます。

款14国庫支出金は、収入済額10億7,114万1,137円で、物価高騰対応やデジタル推進事業により、前年度比で約4,700万円の増となっております。

次に款15県支出金では、収入済額4億3,070万9,363円で、県知事選挙、衆議院議員選挙があったため前年度比約1,600万円の増でございます。

次に款16財産収入の収入未済額7,000円は、駐車場使用料1人でございます。

次に款17寄附金は、収入済額10億829万1,174円で、前年度と比較しますと約2億2,000万円の増ですが、主にふるさと納税寄附金の伸びによるものでございます。

次に款18繰入金の項の2基金繰入金です。収入済額6億4,656万8,001円で、繰入額が一番大きなものは財政調整基金2億5,000万円でございます。

次に款20諸収入の項の4貸付金元利収入の収入未済額5,960万682円で、その内訳は、生活改善資金貸付金が1件18万7,000円で、住宅新築資金等貸付金が25件5,941万3,682円となっております。

次に7ページになりますが、款20の項7雑入は1億7,035万6,180円で、主なものを申し上げますと、デジタル基盤改革支援助成金5,466万7,000円、太陽光売上収入1,541万9,000円などがございます。

款21町債は、収入済額12億7,410万7,000円で、前年度と比べますと51.3パーセントの増となっ

ております。

次の9ページをお開きください。歳出につきましては、添付しております主要な施策の成果に関する説明書に各部門の事業内容を記載しておりますので、そちらを御覧いただきまして、ここでは執行率を申し上げます。なお、執行率は翌年度繰越額を除いたものでございます。

執行率議会費 98.0 パーセント、総務費 94.4 パーセント、民生費 97.5 パーセント、衛生費 97.6 パーセント、農林水産業費 96.5 パーセント、商工費 89.6 パーセント、土木費 98.0 パーセント、消防費 97.4 パーセント、教育費 96.3 パーセント、一枚おめくりいただきまして 11 ページ、災害復旧費 50.4 パーセント、公債費 99.9 パーセント、諸支出金 97.6 パーセント、予備費は 0 となっております。

翌年度への繰越しを除いた全体の執行率は 97.0 パーセントでございます。12 ページの欄外にありますように、歳入歳出差引残額は 5 億 8,045 万 8,199 円、うち翌年度へ繰り越すべき財源 2 億 1,215 万 2,000 円、うち財政調整基金繰入金 1 億 8,500 万円、差引残額は 1 億 8,330 万 6,199 円でございます。

一般会計は以上でございます。

次に 238 ページをお開きください。国民健康保険特別会計でございます。この会計は、国民健康保険の医療費給付や健康増進事業などを行うものです。まず、被保険者数を申し上げますと、令和 6 年度末時点で 2,548 人、加入世帯数は 1,705 世帯で、前年度と比較しますといずれも減少しております。

まず歳入で、款 1 国民健康保険税です。収入済額 2 億 719 万 1,288 円、収納率は前年度より 0.8 ポイント低い 92.6 パーセントでございます。不納欠損額 152 万 7,920 円、対象者は 6 人で令和元年度以前のもを対象としており、生活困窮者、本人の死亡あるいは行方不明などの理由で処理しております。収入未済額 1,504 万 5,601 円で、対象者数は 91 人です。そして歳入合計、一番下になりますが、収入済額 15 億 8,293 万 5,251 円でございます。

次は 240 ページ、歳出に移ります。240 ページです。歳出につきましては、健康保険の支払いが主なものであり、款 2 の保険給付費が支出済額 11 億 2,998 万 606 円、次に保健事業を行う費用で款 6 の保健事業費 3,102 万 9,513 円でございます。

次、242 ページをお願いします。歳出合計になりますが、支出済額は 15 億 6,665 万 5,320 円で、表の欄外になります歳入歳出差引残額 1,627 万 9,931 円から支払準備基金に 50 万円を繰り入れ、差引残額は 1,577 万 9,931 円でございます。

国民健康保険特別会計は以上であります。

次に、267 ページをお開きください。介護保険特別会計の保険事業勘定になります。この会計は介護保険給付等を行う会計で、令和 6 年度末の第 1 号被保険者数は 5,186 人で前年より 45 人の減となっております。

歳入の款 1 保険料は、収入済額 3 億 7,494 万 5,448 円でございます。不納欠損額 2 万 1,240 円は、対象者 1 人、介護保険法第 200 条第 1 項の規定に基づき、本人の死亡を理由に処理しております。収入未済額は 152 万 2,936 円、対象者 27 人となっております。次に款 4 の国庫支出金は、収入済額 4 億 9,176 万 3,138 円、昨年度より 7.3 パーセントの減でございます。

歳入合計の収入済額は 21 億 221 万 5,538 円でございます。

次の 269 ページが歳出でございます。主なものを申し上げますと、款 2 保険給付費、支出済額 18 億 904 万 3,356 円、歳出総額の 89.2 パーセントを占めております。右側の一番下になりますが、歳出合計支出済額 20 億 2,836 万 3,158 円で、欄外、歳入歳出差引残額 7,385 万 2,380 円から支払準備基金に 50

万円を繰り入れ、差引残額7,335万2,380円となっております。

次に296ページをお開きください。介護保険特別会計のサービス事業勘定になります。この会計は、介護予防支援事業所の業務などを行う介護保険特別会計のサービス事業勘定でございます。

歳入の、款1サービス収入341万5,720円、内容は介護予防のサービス計画費の収入でございます。款8の繰入金1,495万3,335円などを加え、歳入合計1,938万9,860円となっております。

次に歳出、款2のサービス事業費1,495万3,335円が歳出の大部分を占め、内容は、職員の給与などでございます。

歳入歳出差引残額は102万805円でございます。介護保険特別会計は以上でございます。

次に303ページをお開きください。後期高齢者医療特別会計でございます。303ページ、この会計は、75歳以上の高齢者などを対象とした医療費制度の会計です。令和6年度末の被保険者数は3,176人、昨年より21人の増となっております。

まず歳入で主なものを申し上げますと、款1後期高齢者医療保険料、収入済額2億2,153万2,919円で収入未済額16万6,831円で対象者は11人でございます。款3繰入金6,612万6,826円。これは、低所得者に対する保険料の減額分を繰り入れたものであります。歳入合計収入済額は2億9,052万992円でございます。

次に歳出ですが、款2後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額2億8,180万4,928円が主なものであります。歳出合計支出済額2億8,784万968円、歳入歳出差引残額は268万24円となっております。

後期高齢者医療特別会計は以上であります。

次に314ページをお開きください。314ページ、地域開発事業特別会計でこの会計は町で開発行為を行う場合に使用するものであります。

歳入につきましては、繰越金と預金利子のみで合計366万82円、歳出につきましては、公用車の燃料費11万5,299円の支出となっております。歳入歳出差引残額354万4,783円でございます。

次の321ページからの各財産区特別会計決算及び414ページからの財産に関する調書は、それぞれ御覧いただきまして、説明は省略させていただきます。

会計管理者からの説明は以上でございます。

○財政課長（松嶋良治君） 続きまして、財政課のほうから財政状況の説明をさせていただきたいと思っております。決算書の次につづっています主要な施策の成果に関する説明書で説明いたしますので、それを御覧させていただきたいと思っております。8つ目の仕切りのところでございます。よろしいでしょうか。それではまず、3ページ・4ページをお開きいただきたいと思っております。

まず財政状況について、比較分析一覧表で説明をさせていただきます。普通会計の決算統計ベースの令和6年度比較分析表で前年度及び類似団体の数値を併記して比較を行っております。

まず、左のページの上側の表が、人口1人当たりの歳入の状況でございます。左に区分がずっとありますが、前年と比べて変化の大きいもので見ますと、一番上の地方税の減は、主に定額減税等の影響により個人町民税の減となったことによるもの。中ほどより更に下に行きまして下から8番目ほどにあります都道府県支出金、これは増でございますが、県知事選挙、衆議院議員選挙の実施によるもの。2つ下の寄附金、これも増でございますが、ふるさと納税の増。その下の繰入金の増は、財政調整基金繰入金金の増によるもの。一番下の地方債の増は、ハード事業の増によるものです。

次に下側の人口1人当たり性質別歳出の状況で特徴的なところは、一番上の人件費の増は給与改定等

によるもの。中ほどの補助費等の増は一部組合負担金の増によるもの。その5つ下の投資的経費の増はハード事業の増によるものでございます。

類似団体との比較では、矢掛町のほうが多いのが上から人件費、公債費、物件費、補助費等、操出金、投資的経費で、矢掛町のほうが少ないのが扶助費、積立金、投資・出資・貸付金という状況でございます。

次に、右側4ページの上の人口1人当たり目的別歳出の状況で、決算額の大きいものでは順に民生費、総務費、土木費で、増減の大きいもので申し上げますと、大きく増となっているのが、上から総務費、これはふるさと納税返礼品等の経費や定額減税補足給付事業等、民生費ではこれも増ですが、認定こども園施設の整備、衛生費では保健センター改修工事、西部衛生施設組合の焼却場の建設に係る負担金、そして、教育費ではB&G海洋センターフィットネスルーム新築、矢掛小学校トイレ改修等によるものです。

一方で減となっているのが、商工費で前の年のまちづくり地域創生事業補助金、山陽道やかげ宿賑わい創出事業補助金の終了によるものです。

次にその下の決算の状況で、この表は人口1人当たりではなく、実数でございます。右側の指標の一番上、経常収支比率は87.9で、5年度の88.8に比べて若干数値は改善しております。経常収支比率が低いということは財政の弾力性が高いことになり、逆にこの比率が高いと財政に余裕がなく硬直化しているといえます。今回の改善の要因は、地方交付税の増により、経常一般財源が増えたことによるものでございます。

また一番下の実質公債費比率は7.8で、まず健全な数値となっております。実質公債費比率は財政規模に対する借入金の償還、つまり、借金の返済額の割合の直近3年間の平均のことで、この割合が高くなれば数値が高くなって、高いほど財政の弾力性は低下するといわれます。

次に、その下の人口1人当たり積立金、地方債現在高、債務負担行為の状況ですが、類似団体と比較して一番上の積立金現在高は大幅に多いという状況で、これは従来からの財政運営、資金運用の成果かと思えます。

またその下、地方債現在高は類似団体より多く、前年比でも多くなっているところでございます。

比較分析につきましては以上でございまして、次に8ページをお開きください。投資的経費の状況でございます。

目的別の投資額で一番大きいのが、中ほどの土木費で約8億400万円、多くは道路新設改良、かわまちづくり事業、都市再生整備事業でございます。ほかには、上から総務費約1億5,500万円、主には防災対策事業、その2つ下の衛生費約2億7,700万円、主には保健センター改修、下のほうに下がって教育費約1億4,800万円、海洋センターフィットネスルーム整備等が主な事業でございます。

次に、12ページをお開きください。これは事業別借入額表でございます。

ソフト事業もありますので、非常に多くの事業がございますが、一般会計として借入額の合計が、次の13ページの上の表の一番下の計の欄で約12億7,400万円となっております。戻って12ページ、右の備考欄にそれぞれ説明書きがあり、過疎という文字が多く見られると思いますが、過疎対策事業債を有効な財源として多く活用していることがお分かりいただけるかと思えます。

また、13ページの下側の表が借入額の資金区分と借入利率でございますが、低金利時代を反映して非常に低利の借入となっております。

続いて、14 ページ、年度末の目的別町債現在高の表でございます。一番右側の数字が令和6年度末現在高で、一番下の合計を見ていただきますと約91億6,100万円でございます。その内訳として、上の普通債、総務から教育費までございますが、これの小計を御覧いただきまして、現在高が約65億6,100万円のうち括弧書きが交付税措置で約42億3,800万円となっております。これは、借入金の残高は、約66億円ありますが、償還する際に約42億円は普通交付税として国から入ってくるというもので、すなわち、その差引額が実際の町の負担額ということになります。

そのほかに災害復旧債と、その下にその他とありますが、その他の減税補填債と臨時財政対策債につきましては、特別な地方債として100パーセント交付税算入される地方債でございます。一番下の約91億6,100万円のうち交付税措置額は約67億6,300万円という状況でございます。

続いて15 ページから特別会計の状況についてそれぞれ記載しており、またそれ以降に一般会計の各部門の成果、さらに資金の運用状況をそれぞれ掲載しておりますので御覧いただき、説明は割愛させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（浅野 毅君） お諮りいたします。説明の途中でございますが、ここで15分程度休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、10時50分まで休憩いたします。なお、先ほど教育委員会委員の選任に御同意いただきました青江淳子さんが御挨拶に来られておりますので、議員の皆様にはこの後、議員控え室にお集まりいただきますようお願いいたします。休憩。

午前10時34分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（浅野 毅君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、議案説明を続けます。病院事務長。

○矢掛病院事務長（坪田芳隆君） それでは、議案第53号、令和6年度矢掛町病院事業会計決算を説明させていただきます。

それでは2ページをお開きください。令和6年度決算報告書でございます。決算額のみ説明させていただきます。また、このページは消費税込みの額で表示をいたしております。

まず、収益的収入及び支出の収入でございますが、病院事業収益決算額が17億4,752万7,808円。内訳といたしまして、医業収益と医業外収益及び特別利益でございます。

続いて支出でございますが、病院事業費用決算額が17億8,461万9,070円。内訳といたしまして、医業費用、医業外費用でございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入といたしまして、資本的収入決算額が1億3,467万9,000円。内訳といたしまして、企業債、出資金、補助金でございます。

次に支出でございますが、資本的支出決算額が1億8,588万8,639円。内訳といたしまして、建設改良費と企業債償還金でございます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,120万9,639円は、補填財源で補填いたしております。

続いて7ページをお開きください。令和6年度損益計算書でございます。これは1年間の経営成績を明らかにするもので、消費税の税抜き処理後の金額で表わしております。

医業収益といたしましては、入院収益、外来収益等を合わせまして14億6,199万980円。医業費用

は、給与費等を合わせまして17億461万9,435円でございまして、差引きの医業収支につきましては、2億4,262万8,455円の損失となっております。

医業外収益といたしましては、受取利息及び配当金等を合わせまして2億4,482万8,802円で、医業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費等を合わせまして8,466万574円で、医業外収支は1億6,016万8,228円の利益となっております。

以上のことから、経常損失が8,246万227円となり、特別利益として退職給付引当金の戻入益3,232万9,000円を合わせた当年度純損失は5,013万1,227円となっております。その結果、当年度未処理欠損金は2億3,737万1,188円となります。

続いて8ページをお開きください。3の表、横軸の一番下、当年度末残高の欄で積立金、未処理欠損金を合計した利益剰余金合計はマイナス8,717万1,188円となり、それに資本金を加えた資本合計は19億5,042万361円となっております。

また、下側の4の表、欠損金処理計算書で、その当年度未処理欠損金をそのまま繰越欠損金として処理しております。

一枚おめくりいただきまして10ページをお開き下さい。貸借対照表でございますが、この表は、令和7年3月31日時点での財務状態を明らかにするもので、病院の保有する資産、負債、資本を総括的に表わしております。

まず、資産の部でございますが、固定資産といたしましては、有形固定資産と投資を合わせまして、固定資産合計は29億4,169万8,179円でございます。次に、流動資産といたしましては、現金・預金、未収金、薬品などの貯蔵品を合わせまして、流動資産合計が7億5,333万3,323円です。以上の資産合計は36億9,503万1,502円でございます。

続きまして11ページの負債の部でございますが、固定負債は企業債と退職給付引当金で合計12億6,235万2,240円、流動負債は、翌年度に返還予定の企業債、未払金などで合計2億4,974万8,965円です。それに補助金などの繰延収益2億3,250万9,936円を合わせまして、負債合計が17億4,461万1,141円でございます。

下側、資本の部は、資本金が20億3,759万1,549円、剰余金では減債積立金、建設改良積立金、当年度未処理欠損金を合わせました合計がマイナス8,717万1,188円となっております。

資本合計は、資本金と剰余金を合わせまして19億5,042万361円、負債資本合計が36億9,503万1,502円で、資産と負債・資本合計が一致しております。

13ページ以降の事業報告書、業務、収支の前年度比較や付属明細書は御覧いただき、説明は省略させていただきます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（浅野 毅君） 介護老人保健施設事務長。

○介護老人保健施設事務長（小出優子君） それでは、議案第54号、令和6年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算について、説明させていただきます。

2ページ・3ページをお開き下さい。決算報告書でございます。決算額のみ説明させていただきます。

まず、収益的収入及び支出の収入でございますが、施設事業収益決算額が3億1,462万7,125円。内訳といたしまして、施設運営事業収益と施設運営事業外収益及び特別利益でございます。

続きまして支出でございますが、施設事業費用決算額が3億3,257万9,451円。内訳といたしまして、

施設運営事業費用と施設運営事業外費用でございます。

次に、4ページ・5ページをお開きください。資本的収入及び支出でございます。まず、収入といたしまして、資本的収入決算額は3,180万円、内訳は出資金でございます。次に、支出でございますが、資本的支出決算額が5,269万8,180円。内訳といたしまして、建設改良費と企業債償還金でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,089万8,180円は、補填財源で補填いたしております。

続いて9ページをお開きください。損益計算書でございます。まず、施設運営事業収益といたしまして、施設療養費収益等を合わせまして2億9,188万9,567円で、運営事業費用は、給与費等を合わせまして3億2,300万39円でございます。収益から費用を差し引いた運営事業収支は、3,111万472円の損失となっております。

次に、施設運営事業外収益といたしましては、受取利息等を合わせまして2,152万6,292円で、施設運営事業外費用は、支払利息等を合わせまして964万6,184円で、事業外収支は1,188万108円の利益となっております。

以上のことから、経常損失は1,923万364円となり、特別利益として退職給付引当金戻入益93万7,000円を合わせた当年度純損失は、1,829万3,364円となります。また、その他未処分利益剰余金変動額2,000万円は、減債基金の取り崩しを行ったもので、その結果、当年度未処分利益剰余金は1億8,780万4,188円となっております。

続きまして10ページ・11ページをお開きください。剰余金計算書でございます。まず、資本金では自己資本金へ一般会計からの繰入金があり、資本金合計の当年度末残高は5億9,604万5,965円となりました。次に剰余金では、利益剰余金の減債積立金の取り崩しと当年度純損失がございましたので、当年度末利益剰余金合計は2億8,650万4,188円となり、資本合計は9億4,440万1,153円となっております。また、下段の表、剰余金処分計算書でございますが、当年度未処分利益剰余金をそのまま繰越利益剰余金として処理しております。

一枚おめくりいただきまして、12ページ・13ページをお開き下さい。貸借対照表でございます。まず、資産の部でございますが、固定資産は有形固定資産と投資を合わせまして9億3,875万6,314円でございます。次に、流動資産は現金預金等を合わせまして1億3,223万5,816円で、資産合計は10億7,099万2,130円でございます。

次に13ページの負債の部でございますが、固定負債は、企業債等を合わせまして4,789万2,732円、流動負債は、翌年度償還予定の企業債等を合わせまして2,544万2,276円、繰延収益は、長期前受金等を合わせまして5,325万5,969円で、これらを合わせました負債合計は1億2,659万977円でございます。

次に下の資本の部でございますが、資本金は5億9,604万5,965円、剰余金は資本剰余金と利益剰余金を合わせまして3億4,835万5,188円で、これらを合わせました資本合計は9億4,440万1,153円でございます。負債資本合計は、負債合計と資本合計を合わせまして資産合計と同額の10億7,099万2,130円となっております。

15ページ以降の事業報告書、業務、収支の前年度比較や附属明細書等は御覧いただきまして、説明は省略させていただきます。

以上で、議案第54号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（浅野 毅君） 上下水道課長。

○上下水道課長（丹下裕之君） それでは、議案第 55 号、令和 6 年度矢掛町水道事業会計決算認定について説明させていただきます。

決算書の 2 ページ・3 ページをお開きください。令和 6 年度の決算報告書でございます。決算額のみ説明させていただきます。

まず、収益的収入及び支出につきまして、収入の部でございますが、水道事業収益決算額 3 億 2,974 万 4,946 円。内訳といたしましては、営業収益及び営業外収益でございます。

続きまして支出の部でございますが、水道事業費用決算額 3 億 8,985 万 9,855 円。内訳といたしましては、営業費用、営業外費用でございます。

次に、4 ページ・5 ページをお開きください。資本的収入及び支出につきまして、収入の部でございますが、資本的収入決算額 2 億 209 万 7,618 円。内訳といたしましては、工事負担金、企業債、他会計からの出資金及び補助金でございます。

続きまして支出の部でございますが、資本的支出決算額 3 億 3,518 万 3,124 円。内訳といたしましては、建設改良費、企業債償還金でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1 億 3,308 万 5,506 円は、補填財源で補填いたしております。

続きまして、9 ページをお開きください。令和 6 年度の損益計算書でございます。

営業収益といたしましては、給水収益、その他営業収益を合わせまして 2 億 1,645 万 8,381 円で、営業費用は、原水及び浄水費等を合わせまして 3 億 6,778 万 8,841 円でございます。営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は 1 億 5,133 万 460 円でございます。

営業外収益といたしましては、受取利息等を合わせまして 8,531 万 1,410 円で、営業外費用は、支払利息等を合わせまして 1,146 万 1,414 円でございます。営業外収益から営業外費用を差し引いた営業外利益は 7,384 万 9,996 円でございます。これらから経常損失は 7,748 万 464 円となり、当年度純損失も 7,748 万 464 円となります。

以上の事から、当年度未処分利益剰余金は 10 億 2,183 万 6,280 円となっております。

続きまして、10 ページ・11 ページをお開きください。令和 6 年度の剰余金計算書でございます。こちらは、次のページで御説明いたします貸借対照表の資本合計の内訳となっております。御覧いただくことで説明は省略させていただきます。

次に、下段の表の令和 6 年度の剰余金処分計算書でございますが、未処分利益剰余金につきましては処分はございませんので、残高 10 億 2,183 万 6,280 円を繰越利益剰余金とさせていただくものでございます。

次に、12 ページ・13 ページをお開き下さい。令和 6 年度の貸借対照表でございます。

まず資産の部でございますが、固定資産は、有形固定資産と投資を合わせまして 55 億 3,991 万 3,107 円でございます。次に流動資産は、現金預金等を合わせまして 6 億 1,269 万 7,705 円となっており、固定資産と流動資産を合わせました資産合計は 61 億 5,261 万 812 円でございます。

続きまして、13 ページ負債の部でございますが、固定負債は、企業債等を合わせまして 25 億 6,224 万 9,212 円。流動負債は、翌年度支払予定の企業債等を合わせまして 1 億 7,639 万 398 円。繰延収益は、長期前受金等を合わせまして 16 億 3,024 万 7,857 円で、これらを合わせました負債合計は 43 億 6,888 万 7,467 円でございます。

次に資本の部でございますが、資本金合計は6億6,062万7,396円。剰余金は資本剰余金、利益剰余金を合わせまして11億2,309万5,949円で、これらを合わせました資本合計は17億8,372万3,345円でございます。

負債資本合計は、負債合計と資本合計を合わせまして資産合計と同額の61億5,261万812円となっております。

15ページ以降の事業報告書、業務量、収支の前年度比較や付属明細書等は、御覧いただくことで説明につきましては省略させていただきます。

以上で、議案第55号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第56号、令和6年度矢掛町下水道事業会計決算認定について御説明させていただきます。下水道会計のほうの決算書の2ページ・3ページをお開きください。令和6年度の決算報告書でございます。決算額のみ説明させていただきます。

まず、収益的収入及び支出につきまして、収入の部でございますが、下水道事業収益決算額7億7,934万6,632円。内訳といたしましては、営業収益及び営業外収益でございます。

続きまして支出の部でございますが、下水道事業費用決算額7億6,979万9,562円。内訳といたしましては、営業費用、営業外費用でございます。

次に、4ページ・5ページをお開きください。資本的収入及び支出につきまして、収入の部でございますが、資本的収入決算額9億2,004万3,516円。内訳といたしましては、企業債、出資金、負担金及び補助金でございます。

続きまして支出の部でございますが、資本的支出決算額9億7,869万2,061円、内訳といたしましては建設改良費、企業債償還金でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,864万8,545円は、補填財源で補填いたしております。

続きまして、9ページをお開きください。令和6年度の損益計算書でございます。

営業収益といたしましては、下水道料金、その他営業収益を合わせまして1億8,954万9,874円で、営業費用は、管渠費等を合わせまして7億194万759円でございます。営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は5億1,239万885円でございます。

次に、営業外収益といたしましては、受取利息等を合わせまして5億6,954万9,405円で、営業外費用は、支払利息等を合わせまして5,518万2,658円でございます。営業外収益から営業外費用を差し引いた営業外利益は5億1,436万6,747円でございます。これらのことから、経常利益は197万5,862円となり、当年度純利益も197万5,862円となります。

以上の事から、当年度未処分利益剰余金は7,697万9,484円となっております。

続きまして、10ページ・11ページをお開きください。令和6年度の剰余金計算書でございます。こちらは、次に御説明する貸借対照表の資本合計の内訳となっております。御覧いただくことで説明は省略させていただきます。

次に、下段の表の令和6年度の剰余金処分計算書でございますが、未処分利益剰余金につきまして処分はございませんので、残高7,697万9,484円を繰越利益剰余金とさせていただきます。

次に12ページ・13ページをお開き下さい。令和6年度の貸借対照表でございます。まず、資産の部でございますが、固定資産は、有形固定資産と無形固定資産とを合わせまして138億4,088万5,200円でございます。次に流動資産は、現金預金等を合わせまして5億4,673万6,737円となっております。

固定資産と流動資産を合わせました資産合計は143億8,762万1,937円でございます。

続きまして13ページ負債の部でございますが、固定負債は、企業債等を合わせまして47億9,372万5,757円。流動負債は、翌年度支払予定の企業債等を合わせまして6億2,242万5,284円。繰延収益は、長期前受金等を合わせまして62億6,675万1,701円で、これらを合わせました負債合計は116億8,290万2,742円でございます。

次に資本の部でございますが、資本金が25億2,777万4,154円。剰余金は、資本剰余金、利益剰余金を合わせまして1億7,694万5,041円で、これらを合わせました資本合計は27億471万9,195円でございます。

負債資本合計は、負債合計と資本合計を合わせまして、資産合計と同額の143億8,762万1,937円となっております。

15ページ以降の事業報告書、業務量、収支の構成比、前年度比較や付属明細書等につきましては、御覧いただくことで説明につきましては省略させていただきます。

以上で、議案第56号の説明とさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（浅野 毅君） 町長からの提案理由の説明並びに担当課長等からの説明が終わりました。

~~~~~

日程第7 報告第5号 令和6年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について

**○議長（浅野 毅君）** 次に日程第7、報告第5号、令和6年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率についてを議題といたします。

それでは、執行部に報告を求めます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** それでは、報告第5号、令和6年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について、御説明申し上げます。

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

矢掛町の令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、指標の数値としてはいずれも財政状態の危険度の基準である早期健全化基準・財政再生基準をはるかに下回っており、財政状態は健全であるといえます。

詳細につきましては、財政課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 次に、詳細な内容の説明を求めます。財政課長。

**○財政課長（松嶋良治君）** それでは、報告第5号、令和6年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について、説明させていただきます。

一枚おめくりいただきまして、先ほど来、決算を説明させていただきましたが、これらに基づく健全化の判断比率及び公営企業に係る資金不足比率でございます。この数値につきましては、次のページに監査委員からの審査意見書も添付しておりますが、指標の数値は、町長が提案説明の中で申し上げましたように基準数値をはるかに下回っております。

数字が唯一出ております実質公債費比率も前年度から更に数値は低く、財政状態は引き続き健全ということでございます。

下の資金不足比率につきましても、先ほど企業会計の決算で単年度赤字の会計もございましたが、キャッシュフローに影響はなく、結果的に全ての会計でマイナスでございます。なお、各指標に係る定義等につきましては、特に変更もありませんが、資料番号2に詳しく記載しておりますので、御覧いただき、説明のほうは割愛をさせていただきます。

説明は以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 報告が終わりました。

~~~~~

日程第8 議案第57号 矢掛町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第58号 矢掛町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

議案第59号 矢掛町立学校施設使用条例の一部を改正する条例制定について

議案第60号 賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第61号 矢掛町水道事業給水条例及び矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について

議案第62号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について

議案第63号 令和7年度矢掛町一般会計補正予算（第2号）について

議案第64号 令和7年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第65号 令和7年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第66号 令和7年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第67号 令和7年度矢掛町宇内財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第68号 工事請負契約の締結について {矢掛町小田川（嵐山）かわまちづくり（推進タイプ）オートキャンプユニット棟新築工事の請負契約の締結}

議案第69号 物品購入契約の締結について（矢掛町内小中学校学習者用タブレット端末購入契約の締結）

○議長（浅野 毅君） 次に日程第8、議案第57号から議案第69号までの条例改正案件5件、計画変更案件1件、補正予算案件5件、工事請負契約の締結について1件、物品購入契約の締結について1件の計13件を一括議題といたします。

それぞれ提案理由の説明並びに議案に対する説明を求めます。町長。

○町長（山岡 敦君） それでは、議案第57号から議案第69号までにつきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第57号から議案第61号までの条例の一部改正に関するものでございますが、いずれも地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

まず、議案第57号、矢掛町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議案第58号、矢掛町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてでございますが、いずれも法令の改正や国の制度変更に伴い、職員の仕事と育児との両立に資する職場

環境や勤務条件を整備するための改正でございます。

詳細につきましては、総務防災課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 59 号、矢掛町立学校施設使用条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、矢掛中学校屋内運動場 2 階アリーナへ空調設備を整備することに伴い、使用料を定めるものでございます。

詳細につきましては、教育課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 60 号、賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、賑わい創出施設の名称を変更することに伴い、必要な改正を行うものです。

詳細につきましては、産業観光課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 61 号、矢掛町水道事業給水条例及び矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、災害発生時等非常の場合に宅内の給水装置や排水設備を早期に復旧するため、他の市町村長が指定した工事事業者が本町で工事を行えるようにするものです。

昨年 1 月に発生した能登半島地震においては、配水管や下水道管が復旧しても各家庭の宅内配管の被害が非常に多く、施工可能な指定工事事業者が不足したことなどにより、復旧が遅れ、各家庭で水が使えない状況が長期化いたしました。

本改正により、大規模災害時でも他地域からの応援事業者が復旧に当たることが可能となり、住民生活の早期安定に資するものと考えております。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 62 号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について、提案理由を御説明申し上げます。これは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 10 項の規定により準用される同条第 1 項の規定に基づき、この議会の議決を求めるものでございます。

御承知のとおり、この計画に基づいて行う事業の財源として後年度に元利償還額の 7 割が普通交付税措置される有利な過疎対策事業債を特別に発行することができるものでございますが、このたびの新たな事業展開を図るにあたり、この計画の一部を変更する必要性が生じたため、この議会に提出させていただくものでございます。

詳細につきましては、企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 63 号から議案第 67 号までの各会計の補正予算につきまして、提案理由を申し上げます。なお、各会計の補正予算につきましては、地方自治法第 218 条第 1 項の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

まず、議案第 63 号、令和 7 年度矢掛町一般会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、今回の補正額は 4 億 9,300 万円の増額で、補正後の予算総額は 111 億 4,800 万円となっております。主な内容といたしましては、お手許に配付いたしております補正予算の概要を御覧ください。

まず、総務費へは、現在職員駐車場として使用しております矢掛会館東側の駐車場を一般駐車場とし、新たに社会福祉協議会北側に職員駐車場を整備するための経費を計上いたしておりますほか、緊急地震速報などの情報を瞬時に伝達するシステムであります全国瞬時警報システム——いわゆる J アラートのシステム更新の経費を計上いたしております。

民生費へは、障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に関するアンケート調査の実施に係る委託料を計

上しておりますほか、認定こども園・各保育園の遊具や砂場の日よけテント等の修繕・更新の経費を計上いたしております。

土木費へは、水門点検、ラジコン式草刈機の購入等の河川維持費、コーポさくら・コーポ小田の給水施設修繕等の住宅管理費を計上いたしております。

そして教育費へは、吉備真備公園の園内道路の整備や川面公民館駐車場の照明器具設置等の経費を計上いたしております。

そのほか、農林水産業費へは、危険ため池廃止工事に係る経費を計上いたしております。

また諸支出金では、将来の財政負担を軽減するために前年度に借入れた過疎対策事業債の交付税措置がされない分、すなわち償還予定額の3割相当額を減債基金に積み立てる措置を行っております。

詳細につきましては、財政課長及び財政課主幹が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第64号、令和7年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は、歳入歳出それぞれ900万円を増額し、補正後の歳入歳出総額を16億6,000万円とするものでございます。

主な内容といたしましては、令和6年度決算に伴う国県への返還金と一般会計への繰出金のほか法改正により来年4月から導入されます子ども子育て支援金に関するシステム改修経費等の事務費等でございます。

詳細な内容につきましては、健康推進課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第65号、令和7年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、保険事業勘定で歳入歳出それぞれ4,000万円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を20億5,500万円とするものでございます。

内容といたしましては、令和6年度の決算に伴う国、県、町及び支払基金の精算に係る補正でございます。

詳細な内容につきましては、福祉介護課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第66号、令和7年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,000万円を増額し、補正後の歳入歳出の総額を6,000万円とするものでございます。

内容といたしましては、小田地区事業用地造成に係る工事費等を増額するものでございます。

詳細な内容につきましては、企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第67号、令和7年度矢掛町宇内財産区特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ30万円を増額し、補正後の歳入歳出総額を130万円とするものでございます。

内容といたしましては、宇内公会堂の空調等を整備する自治会に対する補助金を計上するものです。

詳細な内容につきましては、財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第68号、工事請負契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。こちらは、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

内容といたしましては、かわまちづくり事業のオートキャンプユニット棟新築工事の請負契約の締結について議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 69 号、物品購入契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。こちらは、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

これにつきましては、矢掛町内小・中学校の児童生徒が使用するタブレット端末の購入契約の締結について、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上が、全ての提案理由及び説明でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 次に、詳細な内容の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長（稲田欽也君） 議案第 57 号、矢掛町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について説明いたします。一枚おめくりいただきまして、条例の改正文でございます。こちらのほう資料で説明いたします。資料番号 3 の 1 ページをお開きください。

今回の改正内容は、国家公務員における子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充に準じて、妊娠・出産等についての申出をした職員に対して就業条件等についての意向確認の制度を設けるものであります。

妊娠・出産等について申出をした職員及び 3 歳に満たない子を養育する職員に対しての措置といたしまして、この制度を職員に知らしめるための措置、次にこの制度の請求に係る職員の意向を確認する措置、そして職業と家庭の両立の支障を改善するため職員の意向を確認するための措置を講じることが必要となりました。そして、意向確認後はその取扱いについて配慮をしなければならないとするものです。また、3 ページ目に新旧対照表を添付しております。御確認ください。

議案に戻っていただき、2 ページに附則としまして、令和 7 年 10 月 1 日から施行するものでございます。

以上、議案第 57 号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 58 号、矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について説明いたします。1 ページおめくりいただきまして、条例の改正文でございます。こちらのほうも資料のほうで説明をいたします。資料 3 の 2 ページをお開きください。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律改正によるもので、職員の部分休業の取扱いに関し、より幅広い取り方で部分休業が取得できるようにするための改正でございます。

内容につきましては、部分休業に関しての改正といたしまして、制度イメージ取得パターン 1 のように従来は始めと終わりに限り取得できるものでありましたが、時間の途中にでも自由に設定可能となるものです。時間は変わりなく 2 時間までであります。また、取得パターン 2 のように休業 1 時間以上を 1 年間に 10 日を超えない範囲で取ることができるというものが新設されました。そして、取得パターン 1 の 1 号部分休業か又は 2 の 2 号部分休業かどちらかを選択し、使用するものです。また、5 ページ目から新旧対照表を添付しておりますので御確認ください。

議案に戻っていただきまして、2 ページに附則といたしまして、令和 7 年 10 月 1 日から施行するものでございます。また、経過措置として令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の半年間は 77 時間 30 分を 38 時間 45 分に、10 日を 5 日にするものです。

以上、議案第 58 号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 教育課長。

○教育課長（西山弘之君） それでは、議案第 59 号、矢掛町立学校施設使用条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。説明につきましては、お手許に配付いたしております資料で御説明させていただきますので、資料番号 4 を御覧ください。一枚おめくりいただきまして新旧対照表でございます。

学校施設使用料については、矢掛町立学校施設使用条例、第 4 条の表で定めています。右の表が改正前、左の表が改正後を示しております。

現在、企業から空調設備機器の寄附の申出を受けまして、矢掛中学校屋内運動場 2 階アリーナへの空調設備整備工事を実施しております。これに伴い、屋内運動場の空調設備使用料について、受益者負担の観点から学校教育以外の用途に使用する場合の 1 時間当たりの料金を 1,000 円に設定するものであります。ただし、矢掛町以外に住所を有する者が使用する場合は倍額となります。

議案に戻っていただきまして、附則といたしまして、施行日につきましては、工事完了後速やかに空調設備を使用していただけるよう、附則としてこの条例は令和 7 年 10 月 1 日から施行することとしております。

以上で議案第 59 号の説明とさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（浅野 毅君） 産業観光課長。

○産業観光課長（池田敏之君） それでは、議案第 60 号、賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

現在、賑わいのまちやかげ宿創出施設として、やかげ町家交流館、矢掛屋本館、矢掛屋温浴別館、矢掛ビクターセンター問屋、やかげ西町イベント広場を設置しております。

このたびの改正は、矢掛屋本館、矢掛屋温浴別館の名称を変更するもので、変更後の名称を、矢掛屋本館を矢掛宿泊滞在施設本館、矢掛屋温浴別館を矢掛宿泊滞在施設温浴別館とするものです。

両施設については、施設の老朽化に伴う改修工事のため現在は休館としておりますが、改修工事も 9 月下旬に完了予定で、施設愛称“やかげ一譚”として 10 月 1 日にリニューアルオープンすることとしております。4 月からの指定管理者の変更と施設のリニューアルにより、更なる観光によるまちづくりを推進する契機とするための名称変更でございます。

附則として、この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行するものでございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（浅野 毅君） 上下水道課長。

○上下水道課長（丹下裕之君） それでは、議案第 61 号、矢掛町水道事業給水条例及び矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。一枚おめくりいただき、改正文でございます。

このたびの改正につきましては、大規模災害時に各家庭の宅内配管の早期復旧を行えるようにするため、国土交通省より標準条例等の改正について通知を受けたことに伴う改正でございます。説明につきましては、お手許に配付いたしております資料で説明させていただきますので、資料番号 5 を御覧ください。

一枚おめくりいただき、1 の矢掛町水道事業、給水条例の新旧対照表でございます。条例第 14 条では、町長が指定した指定給水装置工事事業者が矢掛町内において宅内の給水工事ができるものと規定してお

ります。

このたびの改正では、この例外として災害その他非常の場合で町長が必要と認める時は、他の市町村長が指定した給水装置工事事業者が本町において宅内給水工事ができるように規定するものでございます。

次に、2の矢掛町公共下水道条例の新旧対照表でございます。条例第6条では、町長が指定した指定工事店が矢掛町内において排水設備の工事ができるものと規定しております。

このたびの改正では、この例外として水道事業と同様に災害その他非常の場合で町長が必要と認める時は、他の市町村長が指定した指定工事店が本町において排水設備の工事ができるように規定するものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則としてこの条例は公布の日から施行するとしております。

以上で、議案第61号の説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 企画課長。

○企画課長（平井勝志君） それでは、議案第62号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について、御説明させていただきます。

一枚おめくりいただきまして、変更計画の本文でございます。条例改正の形式を取っており、変更箇所を赤字で示させていただいております。

後年度交付税措置率70パーセントという非常に有利な起債である過疎対策事業債の借入をするためにはこの計画に載っていることが必須でございます。今後、事業実施の計画をしているもので、過疎対策事業債を充当する可能性のあるものについて、追加・修正をさせていただくものでございます。

まず、第1項第4号は、文言の追加でございます。"矢掛町総合運動公園"の後に、"やB&G海洋センター"を追加いたします。

次に、第5項第3号は、路線名及び事業の追加でございます。"(1)市町村道道路"の項目で、単町道路改良事業に"町道中畦東線"を追加し、同じく、"(1)市町村道道路"の項目中、"小規模林道整備事業(林道羽無線)"の次に、"林道整備事業(農山漁村地域整備交付金)(林道羽無線)"を追加いたします。

次のページに移っていただきまして、第9項第2号は文言の改正でございます。本文中の、"設備の充実を図り、競技性と健康・体力づくりといった2面性をもった"を、"設備の充実を図るとともに、新築したフィットネスルーム(トレーニング施設)の利活用、さらには、快適な利用のための環境整備を行う。また、健康・体力づくりの一環として"に改めるものでございます。

次に、第9項第3号は、事業の追加でございます。"(1)学校教育関連施設校舎等"の項目で、"空調設備整備事業"を追加するものでございます。

議案第62号の説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 財政課長。

○財政課長（松嶋良治君） それでは、議案第63号、令和7年度矢掛町一般会計補正予算(第2号)について、御説明申し上げます。

今回の補正は4億9,300万円を増額するもので、内容につきましては、まず歳入について若干御説明いたしますので概要を御覧ください。

概要の一番下、財源内訳のうち上の特定財源については、歳出を事項別明細書で説明する際、併せて

説明いたしますので、ここでは下の一般財源の欄を御覧ください。

今回の一般財源のうち、まず地方特例交付金でございますが、本年度の額が確定いたしましたので当初予算額 950 万円から 13 万 3,000 円を減額しております。地方交付税は本年度分が確定し、財源調整を含めた増額でございます。分担金及び負担金は空家緊急安全措置所有者負担金、財産収入は公用車売払収入、寄附金は企業からの一般寄附でございます。繰入金は、1 億 3,000 万円は財政調整基金からの繰入金、ほかに介護保険特別会計の前年度決算による一般会計への返還金でございます。繰越金は決算により確定した前年度繰越金の増額です。諸収入は後期高齢者医療広域連合負担金の前年度分確定による町への返還金と自動車共済金でございます。

続きまして、繰越明許費、地方債の補正がございますので、6 ページをお開きください。6 ページ、上に第 2 表繰越明許費でございます。1 件でございますが、本年度中の事業完了が見込めないものとして、繰越しを行うものがございます。土木費としまして、道路改良（道整備交付金事業）（町道辻堂線）6,100 万円でございます。

続いて、第 3 表地方債補正でございます。変更 7 件でございます。

まず、防災対策事業は全国瞬時警報システム新型受信機導入・更新費用に緊急防災減災事業債 500 万円を、町道三谷線測量設計委託料に緊急自然災害防止対策事業債 350 万円をそれぞれ充てるもので、いずれも充当率 100 パーセント、交付税措置率 70 パーセントでございます。

水車の里フルーツトピア事業は、指定管理料に充てる過疎対策事業債ソフト分で、限度額を補正前 1,000 万円から補正後 1,120 万円に 120 万円を増額するものがございます。

林道改良事業は、林道羽無線整備に過疎対策事業債ハード分を充てるもので補正前 1,740 万円から補正後 2,020 万円へ 280 万円を増額でございます。

道路新設改良事業は、狭あい道路整備等促進事業に充てる過疎対策事業債ハード分で限度額を補正前 9,370 万円から補正後 9,540 万円に 170 万円を増額するものがございます。

かわまちづくり事業は、全体工事費の増分に過疎対策事業債ハード分を充当するもので限度額を補正前 1 億 1,610 万円から補正後 1 億 4,970 万円に 3,360 万円を増額するものがございます。

小学校管理事業は、山田小学校トイレ改修の国庫補助不採択分に過疎対策事業債ハード分を充てるもので限度額を補正前 3,000 万円から補正後 4,500 万円に 1,500 万円を増額するものがございます。

最後の中学校管理事業は、矢掛中学校体育館空調設備整備に国庫補助が付いたことから過疎対策事業債ハード分を限度額を補正前 3,200 万円から補正後 2,100 万円に 1,100 万円を減額するものがございます。

私からの説明は以上でございますが、この後、事項別明細書に基づく説明を主幹が行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 財政課主幹。

○財政課主幹（小出健司君） それでは、事項別明細書に基づきまして、御説明申し上げます。予算書 22 ページ・23 ページをお開き下さい。歳入につきましては、歳出の財源内訳の中で説明させていただきます。

まず、2 款総務費の一般管理費ではコピー機の使用料と公用車購入に係る経費を、財産管理費では社会福祉協議会北側の駐車場整備に係る工事費を、企画費では空き家改修補助金の追加分を、駅前広場管理費では井原線三谷駅へ設置する防災資材倉庫に係る工事費を、防災対策事業費では測量設計委託料と

J アラートのシステム更新委託料をそれぞれ計上し、防災対策事業費の財源として防災対策事業債を充当しております。

次の生活応援商品券事業費は、現在、全世帯へ順次お送りしております商品券に係る経費に国庫補助金を充当する財源更正でございます。

次の定額減税補給付事業費では、給付金や事務費の増額を計上しております。財源として国庫補助金を充当しております。

次の統計調査費では、24 ページ・25 ページにかけまして、国勢調査に係る経費の増額を計上しております。財源として県委託金を充当しております。

次の3 款民生費の社会福祉総務費では地域福祉計画策定委託料の額の確定に伴います減額を、老人福祉費では老人クラブ連合会への活動促進補助金の増額や地域介護福祉空間整備補助金を計上しておりますほか、前年度精算に係る国・県への返還金を計上しております。財源として、空間整備補助金には国庫補助金を、国・県への返還金には介護保険特別会計からの繰入金を充当しております。

次の老人福祉センター管理費ではパソコンの使用料を、障害者福祉費では計画策定に関するアンケート調査の実施に係る経費を、人権政策推進事業費では公園の整備工事費を計上しております。

続いて 26 ページ・27 ページを御覧ください。児童福祉費の児童福祉施設費では認定こども園・各保育園の遊具・砂場テント・電話機などの修繕・更新に係る経費と登降園システムで使用する端末の購入・設定に係る経費を計上し、財源として修繕・更新経費にはふるさと納税寄附金を、また、保育支援者の配置補助事業費に対して県補助金を充当する財源更正を計上しております。

次の4 款衛生費の予防費では前年度事業に係る国・県への返還金を計上しております。

次の健康増進費では高齢者保健・介護予防一体的実施事業に係る経費と前年度精算に伴う国庫補助金の返還金を計上し、財源として一体的実施事業には受託事業収入を、また、健康推進事業費に対して県補助金を充当する財源更正を計上しております。

次の保健センター管理費では栄養指導室の調理台温水化等に係る経費を計上しております。

続いて 5 款農林水産業費の農業振興費では、次の 28 ページ・29 ページにかけて、事務的経費と農業就業奨励金を計上し、財源として奨励金には岡山県農林漁業担い手育成財団からの助成金を充当しております。

次のダム管理費では深浅測量委託料の増額を計上し、財源としてかんがい排水事業負担金を充当しております。

次の農村環境改善センター管理費ではパソコンの使用料を、かんがい排水費では排水機場の減速機潤滑油の交換の経費、危険ため池廃止事業に係る工事費の増額、委託料から工事費への組替えとかんがい排水工事補助金の増額を計上し、財源として、排水機場の経費には排水施設整備基金からの繰入金を、危険ため池廃止事業については、国庫補助金を充当しております。

次の水車の里フルーツトピア費ではいちごハウスの高設化工事費の増額とかん水設備(ため池ポンプ)の修繕負担金を計上し、特定財源で指定管理委託料に充当する過疎対策事業債を増額する財源更正を計上しております。

次の林道維持費では修繕料の増額を、林道改良費では工事費等に充当する国庫・県補助金を減額し、過疎対策事業債を増額する財源更正を計上しております。

続いて、30 ページ・31 ページを御覧ください。6 款商工費の観光費では亀島キャンプ場の受水槽の修

繕料及びやかげ町家交流館トイレの修繕に係る負担金を計上しております。

次の7款土木費の道路維持費では修繕料の増額を計上し、特定財源で道路メンテナンス事業に充当する国庫補助金の財源更正を計上しております。

次の道路新設改良費では町道の改良工事費及び土地購入費を計上し、財源として過疎対策事業債を増額し、道路新設改良事業債を減額する財源更正を計上しております。

次の河川維持費では中央橋付近の小田川護岸整備に係る経費、水門点検委託料及びラジコン式草刈機の購入経費を、かわまちづくり事業費では施設整備工事費及び負担金の増額を計上し、財源としてかわまちづくり事業費には過疎対策事業債を充当しております。

続いて、32ページ・33ページを御覧ください。特定公共賃貸住宅管理費ではコーポさくら・コーポ小田の給水設備に係る修繕料の増額を、定住促進住宅管理費では退去等に係る修繕料の追加分を計上しております。住宅費の特定財源は、住宅使用料でございます。

次の9款教育費、小学校費の学校管理費では矢掛小学校のジャングルジム更新及び小田小学校のジェットジム撤去に係る経費を計上し、特定財源で山田小学校のトイレ改修に係る経費へ充当する国庫補助金を減額し、過疎対策事業債を増額する財源更正を計上しております。

次の小学校費…

○議長（浅野 毅君） ちょっとすいません。ちょっと待ってください。

お諮りいたします。昼食の時間が近づいてまいりましたが、このまま会議を続行したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、このまま会議を続行いたします。

財政課主幹。

○財政課主幹（小出健司君） はい。続きまして9款教育費の小学校費及び中学校費の教育振興費では国庫補助決定額に合わせた備品購入費の調整を、それぞれ計上しております。

また、中学校費の学校管理費ではエアコンの修繕料や体育館空調設備整備工事に係る経費の増額、牛乳保管庫の更新の経費を計上し、財源として体育館の空調設備に係る経費には過疎対策事業債を減額し、国庫補助金を増額する財源更正を計上しております。

続いて、34ページ・35ページを御覧ください。社会教育総務費では重伝建選定5周年記念イベント委託料、吉備真備公園の道路整備工事費、旧矢掛本陣への補助金を、公民館費では川面公民館駐車場の照明器具設置等に係る経費を、江尻記念館管理費では光熱水費及びエアコンの修繕料を計上し、財源として江尻記念館管理費には使用料を充当しております。

次の文化センター費では消防設備点検委託料の増額を、次の体育施設管理費では総合運動公園の遊具等の修繕に係る経費を計上しております。

次の12款諸支出金の減債基金費では、昨年度借り入れた過疎対策事業債の元利償還金の3割相当額の積立金を、図書整備基金費では図書館指定寄附金について基金への積立を、住宅等整備基金費では特定公共賃貸住宅・定住促進住宅管理費へ住宅使用料を充当したことによる積立金の減額調整を計上しております。

続いて、36ページ・37ページを御覧ください。ふるさと応援基金費では生活応援商品券事業費へ国庫補助金を充当したことによる積立金の増額と、児童福祉施設費へふるさと納税寄附金を充当したこと

よる積立金の減額をそれぞれ計上しております。

最後に、予備費としまして 39 万 5,000 円で調整をいたしております。

以上で、事項別明細書の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 健康推進課長。

○健康推進課長（小川公一君） 議案第 64 号、令和 7 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 900 万円を追加し、補正後の総額を 16 億 6,000 万円とするものがございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、8 ページをお開きください。歳出でございます。

1 款の 1 項の目の 1 一般管理費は 385 万円の増で、令和 8 年度からの子ども子育て支援金に対応するためのシステム改修経費の追加補正でございます。

次に、目の 2 の連合会負担金は、2,000 円の増で国民健康保険団体連合会への負担金でございます。

次に、1 款の 3 項の運営協議会費は、4 万 5,000 円の増で 11 月に臨時で運営協議会を開催するための委員報酬でございます。

9 款の諸支出金の 1 項の償還金及び還付加算金の目の 3 償還金は、238 万 6,000 円の増で、令和 6 年度決算に伴うものございまして、保険給付費等交付金返還金が 128 万 6,000 円、国庫補助金等返還金が 110 万円でございます。

9 款の 2 項の繰出金の目の 1 一般会計繰出金は、228 万 2,000 円の増で令和 6 年度決算に伴う一般会計繰入金の精算に伴うものがございます。10 ページをお開きください。最後に、予備費 43 万 5,000 円で調整をしております。

次に、歳入でございますが、6 ページにお戻りください。5 款の国庫支出金は、385 万円の増で、令和 8 年度からの子ども子育て支援金に対応するためのシステム改修経費の補助金でございます。11 款の繰越金は 515 万の増で前年度その他繰越金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（片岡 崇君） それでは、議案第 65 号、令和 7 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、御説明申し上げます。今回の補正につきましては、保険事業勘定で歳入歳出それぞれ 4,000 万円を増額し、補正後の総額を 20 億 5,500 万円とさせていただくものがございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。8 ページをお開きください。

まず、歳出から御説明いたします。8 款諸支出金は、令和 6 年度の決算に伴う国、県、町及び支払基金への返還金でございます。まず、1 項償還金及び還付加算金 2,867 万 6,000 円の増で、内訳といたしましては、支払基金への返還金が 851 万 9,000 円、国への返還金が 1,290 万円、県への返還金が 725 万 7,000 円でございます。次に、2 項繰出金は、一般会計への返還金として 1,002 万 9,000 円としております。

次に、9 款予備費 129 万 5,000 円の増で調整しております。

続きまして、歳入でございます。6 ページにお戻りください。4 款国庫支出金 1,046 万 7,000 円と 6 款県支出金 406 万 7,000 円でございますが、過年度 —— 令和 6 年度分の地域支援事業交付金の追加交付

分です。次に、9款繰越金前年度繰越金2,546万6,000円を追加しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 企画課長。

○企画課長（平井勝志君） それでは、議案第66号、令和7年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入・歳出にそれぞれ4,000万円を追加し、補正後の総額を6,000万円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、6ページを御覧ください。下の段、歳出でございます。

1款地域開発事業費の1項事業費は4,000万円の増額で、小田地区事業用地造成事業に係る経費でございます。内訳といたしましては、盛土規制法に係る申請手数料、土地造成に係る測量設計業務委託料、造成工事費をそれぞれ計上しております。

次に、上段の歳入でございます。15款財産収入の2項財産売払収入は4,000万円の増額で、完成土地の売払収入でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 財政課長。

○財政課長（松嶋良治君） 続いて、議案第67号、令和7年度矢掛町宇内財産区特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正額は30万円で、内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきたいと思っておりますので、6ページ・7ページをお開きください。

まず、下の3歳出でございますが、宇内公会堂備品整備経費の地元負担分の一部を自治会に対して補助するものでございます。上の表、歳入でございます。2歳入にありますように、運営基金からの繰入金金を財源として充てることといたします。

議案第67号の説明は以上でございます。

続いて、議案第68号、工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

記の1で、工事名が、矢掛町小田川（嵐山）かわまちづくり（推進タイプ）オートキャンプユニット棟新築工事でございます。2施工位置は、矢掛町里山田地内で、3契約の方法は、指名競争入札で、去る8月28日に6社を指名いたしまして入札を行いました。

その結果、最低価格で入札した株式会社共生が落札いたしました。落札率は94.91パーセントで、請負金額は8,690万円消費税込でございます。参考といたしまして、工期は契約の日から令和8年3月19日まででございます。

工事概要につきましては、資料のほうで説明させていただきますので資料番号6をお開きください。表紙をおめくりいただきまして、キャンプユニット棟の正面図、側面図、平面図を載せております。

左下の平面図を御覧ください。平面図の左側部分にシャワールーム、その下にトイレ、中央から右のほうにかけて流し台、作業台、冷蔵庫、一番右側の点線の部分が物を収納する倉庫となっております。

右側の実践で囲った工事概要ですが、木造平屋建て、キャンプユニット棟8棟、建築面積1棟当たり10平方メートル、電気工事1式、機械工事1式でございます。

議案の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 教育課長。

○教育課長（西山弘之君） それでは、議案第 69 号、物品購入契約の締結について御説明いたします。

記といたしまして、1 購入物品でございますが、学習者用タブレット端末 936 台でございます。令和 2 年度に町内小・中学校の児童生徒が使用するタブレット端末を導入してから、約 5 年が経過し、端末の老朽化が問題となっていることから更新を行うものです。

2 契約の方法は、随意契約です。今回のタブレット端末の購入については、事務負担の軽減やランニングコストの低減を目的としまして都道府県ごとに共同調達で行うこととされております。岡山県におきましては、岡山県及び県下全市町村で構成する岡山県 G I G A スクール構想推進協議会が、公募型プロポーザル方式で企画提案審査を実施し、矢掛町はその審査により優先交渉権者となった事業者と仮契約を締結したものです。

事業者名は、株式会社ライズオカヤマを代表とする“学びの未来を共創する G I G A スクール整備共同体”で、契約金額は、5,888 万 4,980 円消費税込みでございます。参考といたしまして、契約期間は、議決日から令和 8 年 2 月 27 日まででございます。

契約の内容でございますけれども、小・中学校の児童生徒にタブレット端末を一人一台購入するもので児童生徒用及び予備機を含めまして合計 936 台を購入いたします。

購入するタブレット型端末は、Chromebook と言われるもので iPad や windows 型と比べると、起動も早く、生徒同士で端末を簡単に共有することができる上、セキュリティにも優れ、教育現場での活用に最適なタブレットといえるものです。

以上で、議案 69 号の説明とさせていただきます。よろしく御願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 町長からの提案理由の説明並びに担当課長等からの説明が終わりました。

~~~~~

**○議長（浅野 毅君）** 本日予定しておりました案件の審議は全て終了いたしました。昼食などの時間が多少経過いたしましたが、会議続行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議を明日 3 日の午前 9 時 30 分から再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は明日 3 日の午前 9 時 30 分から再開することに決しました。

それでは、これをもって散会といたします。皆さんお疲れさまでした。散会。

午後 0 時 1 3 分 散会